

[事案 23-169] 契約無効確認請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に告知義務に違反すると、契約が解除され給付金が支払われない可能性があることについて聞いていないことを理由に、契約の無効もしくは給付金の支払いを求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 7 月に契約した 2 本の保険（医療保険・介護終身保険）について、平成 21 年 11 月に入院し、給付金を請求したところ、翌年 2 月に医療保険について告知義務違反による契約の解除通知が届き、改めて 6 月に医療保険と介護終身保険について解除通知が届いた。

しかし、下記の理由により、契約の無効、もしくは解除取消しと給付金支払を求める。

- (1) 本契約には、保険業法 300 条 1 項 1 号（重要事実の不告知）及び 4 号（不適正な乗換募集）違反があるから、民法 90 条・95 条等の趣旨に鑑み、契約は無効である（主位的請求）。
- (2) 主位的請求が認められない場合には、保険会社による告知義務違反による解除は権利濫用であると主張し、平成 22 年 11 月頃の傷病に係る保険給付金の支払いを求める（予備的請求 1）。
- (3) 主位的請求・予備的請求 1 とも認められない場合には、介護保険に基づき、平成 22 年 11 月頃の傷病に係る保険給付金の支払いを求める（予備的請求 2）。保険会社が告知義務違反の事実を知ったのは平成 22 年 2 月であるところ、介護保険について保険会社が契約を解除したのは同年 6 月である。保険会社による告知義務違反を理由とする解除の意思表示は、告知義務違反の事実を知ってから 1 か月以内にしなければならないから、解除権の消滅時効を援用する。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求を認めることはできない。

- (1) 募集人には、申立人に対して不告知を誘発するような不適正な募集はなかった。
- (2) 申立人の主治医に治療状況や説明内容を確認した結果、申立人には告知義務違反があるのは明らかである。
- (3) 解除通知に関しても、募集人の所管長が自ら、平成 22 年 2 月に介護保険を含む 2 契約とも交付しており、解除の手続きは適正に行われている。
- (4) 入院給付金については告知義務違反が理由ではなく責任開始期前より発症しているため、支払い非該当となる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記の事実により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1)約款によると、被保険者が、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったか、または不実のことを告げた場合は、保険会社は、契約を将来に向かって解除することができる旨、また、保険会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、契約を解除することができる、この場合、給付金を支払わない旨が規定されており、申立人が故意または重大な過失によって事実（治療歴）を告知しなかったことは明らかである。従って、保険会社による告知義務違反による解除は有効であり、保険会社は、解除前に給付金の支払事由が生じていたとしても、当該給付金の支払義務を負わない。

(2)主位的請求について

法律論としては、保険業法違反が直ちに保険契約を無効とするものではない上、民法 90 条・95 条等の趣旨に鑑み、保険契約が無効である、との主張も、法律論として理解がはなはだ困難であり、採用することはできない。公序良俗違反（民法 90 条）、要素の錯誤（同法 95 条）の要件を充足する事実も見出せない。付言すれば、募集人が、告知義務の重要性と、同義務に違反した場合には契約が解除される可能性について、「口頭」で説明しなかったとしても、これらの事柄は、現在では一般人にも常識となっている事柄である上、申込前に交付された重要事項説明書にも明記され、告知書にも注記されているところであり、保険業法 300 条 1 項 1 号及び 4 号に違反することにはならない。

(3)予備的請求 1 について

保険業法 300 条 1 項 1 号及び 4 号違反に当たらないことは上記のとおりであり、その他に、保険会社による契約の解除が権利の濫用と認められるような事実は存在しない。従って、予備的請求 1 を認めることはできない。

(4)予備的請求 2 について

介護保険の解除通知の日付は、医療保険の解除通知の日付と同日付（平成 22 年 2 月）であり、その形式も同一であることから、保険会社において、同時に作成し、同じ機会に申立人に交付されたものと推認できる。従って、消滅時効による解除権の消滅は認められない。

【参考】

民法 90 条（公序良俗）

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

保険業法第 300 条（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為